
不正行為に対する受験禁止の措置

建設業法施行令第27条の9の規定に基づき、不正の手段による受験については、合格の取消し又はその受験を禁止することとなります。その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

建設業法施行令第27条の9 〈抄〉

第27条の9 国土交通大臣は、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。

- 2 前項の規定により合格の決定を取り消された者は、合格証明書を国土交通大臣に返付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて技術検定を受けることができないものとするができる。

身障者等を対象とした受験に際しての特別措置について

身障者等の方で、試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、事前に手続きが必要です。

(1) 申込に際しての前提条件

身障者等の方で、本検定試験を受験しようとする場合は、次にあげる3つの条件を満たしていることが必要となります。

- ① 本検定試験の受験資格を有すること
- ② 工事現場において施工管理技士としての業務を遂行できること
- ③ 受験者単独で受験できること

(2) 手続き方法について

受験申請書の発送前に、本財団試験研修本部(TEL03-5473-1581)までお電話いただき、障害・けが等の内容(症状・程度)等をお聞かせください。

また、当方より「受験時特別対応申請書」用紙をお送りいたしますので、

- ・受験申込に必要な書類(P1参照)
- ・受験時特別対応申請書
- ・障害者手帳または診断書のコピー

を一括して申込締切日までに本財団へお送りください。

ご提出いただきました書類により、後日、電話にてご連絡差し上げるとともに、確認のための書面を郵送いたします。

※障害の症状・程度により、あるいは、試験会場の設備などにより、全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※申込締切後に発生した傷病の場合は、試験日の3週間前までに速やかにご連絡ください。それ以後は対応できませんのでご了承ください。